

## 重度心身障害者・ひとり親家庭のマル福の受給者証をお持ちの方へ 新しいマル福の受給者証を6月下旬に郵送します

重度心身障害者・父子家庭の父子・母子家庭の母子としてマル福制度の対象となっている方の受給者証は、原則、毎年6月末日付けで更新となります。新しい受給者証を6月下旬に郵送しますので、現在ご使用の受給者証は有効期限が過ぎましたら、各自で責任をもって処分してください。ただし、下記に該当する方については更新手続きが必要になります。更新手続きのご案内を6月中旬に送付しますので、記載内容をご確認のうえ、役場国保年金課までお越しください。

### 窓口で更新手続きが必要な方

- ◎平成27年1月1日時点で、美浦村に本人もしくは扶養義務者の住民登録がない方  
市区町村が発行する証明書で平成26年分の所得額・控除額内訳・扶養控除人数の記載があるもの（平成27年度の所得等証明書、課税証明書等）をご準備ください。
  - ◎本人もしくは扶養義務者の平成26年中の所得の申告がお済みでない方
- ※この他、必要に応じて窓口にお越しいただく場合があります。

◎問合せ 役場国保年金課 ☎ 885-0340 内線116

## 児童手当の「現況届」を提出してください

「現況届」とは、児童手当を受給している方（保護者）の6月1日現在の状況を記載し、引き続き児童手当を受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。そのため、受給者は6月中に現況届を提出しなければなりません。

現況届の提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

### ★届け出の方法

受給者には「児童手当現況届」の用紙を6月中旬に郵送しますので、6月30日（火）までに必ず手続きを済ませてください。

【受付会場】役場1階住民相談室 6月16日（火）～30日（火）まで

※土日を除く。また、期間外については教育委員会学校教育課にて受け付けます。

### ★届け出に必要なもの

- ①全ての方が必要なもの 認印、児童手当現況届出書
- ②申請者（保護者）が国民健康保険以外の健康保険に加入されている場合に必要なもの  
申請者（保護者）の健康保険証の写し
- ③平成27年1月2日以降に、美浦村に転入された方のみ必要なもの  
市区町村が発行する証明書で平成26年分の所得額・控除額内訳・扶養控除人数の記載があるもの（平成27年度の所得等証明書、課税証明書等、自治体によって証明書の名称が若干異なりますのでご注意ください）  
\*平成27年1月1日現在、住民登録のあった市区町村の窓口にて申請してください。  
※上記の他、事情に応じて別途書類が必要になる場合があります。

◎問合せ 教育委員会学校教育課 ☎ 885-0340 内線232 ※今年度より担当課が変わりました。